

越監告示第 14 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 5 年 11 月 20 日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中 希世子

同 川崎 俊之

記

1 監査対象及び執行期間

対象：社会福祉法人 越前市社会福祉協議会（所管課：社会福祉課）

執行期間：令和 5 年 8 月 28 日～8 月 29 日

2 措置状況

表 題	施設使用料の減免承認について
監査の結果	<p>&lt;指摘事項&gt;</p> <p>社会福祉センターの使用料減免手続きにおいて、所管課の承認の処理が行われていなかった。令和元年度の監査においても指導しているが、改善されていなかった。</p> <p>使用料の減免承認は市長の権限であるため、適切な事務処理に改めるよう再度指摘する。</p>
措置の内容	<p>使用料の減免承認は市長の権限であるため、市減免基準に基づき、文書決裁を行い、所管課において承認の処理を実施します。</p> <p>申請の一覧表を作成し、指定管理者へ承認の可否について報告します。</p>